

三総第102号の2
令和3年8月31日

NPO法人 兵庫県腎友会
会長 松菱 理恵子 様

三田市長 森 哲



令和4年度予算にかかる要望について（回答）

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、令和3年7月2日付（7月6日受付）で提出のありましたみだしの件について、
下記のとおり回答します。

記

1 安心して治療生活を続けるために（各所管課回答）

①「重度障害者医療費助成事業」につきましては、兵庫県と共同事業として実施しております。所得制限につきましては、県制度では、世帯合算により所得判定しておりますが、市独自制度として世帯合算で所得判定は行っておらず、県制度より充実したものとなっております。なお、同制度につきましては、財政状況や社会情勢を見ながら県制度の状況を確認した上で継続してまいります。また、本事業の継続を兵庫県への進言することにつきましては、兵庫県において総合的に判断していただくものと捉えており、現時点で進言していくことまでは考えておりません。（国保医療課回答）

②身体障害者手帳の交付につきましては、身体障害者福祉法に規定され、認定基準に基づき兵庫県知事が交付することになっております。認定基準の見直しにつきましては、交付、判定機関（兵庫県）において障害の種類ごとのバランスや課題等を踏まえ総合的に判断すべきことと考えております。（障害福祉課回答）

③三田市に住所を有する70歳以上の全ての人に、電車・バス・タクシーでご利用いただける割引証を年間7,500円分発行し、公共交通等のご利用料金の概ね半額を助成する高齢者運賃助成事業を実施しており、通院等の機会にもご利用いただけるものとなっております。当該事業につきましては、今後、高齢化が進展する中においても持続可能なしくみとなるよう検討を重ねてまいります。（交通まちづくり課回答）

④平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護基盤の整備として、特別養護老人ホーム80床及び認知症対応型グループホーム1施設の整備を行いました。また、令和3年度からの第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては認知症対応型グループホーム1施設の整備を定めており、計画期間での開設に向けて取り組みを進めていきます。また、令和3年度から第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のもと、第7期計画から引き続き、「高齢者の生きがいづくり」、「介護予防の充実」等とともに重点施策として「地域包括ケアの

充実」を位置づけて、推進拠点となる地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進等を図ることで、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでおります。(介護保険課・いきいき高齢者支援課回答)

⑤今後、高齢化が加速度的に進む中、地域包括ケアシステムの中核を担われるケアマネジャーの資質の更なる向上は、介護保険事業の適正化を推進する上において重要な要素のひとつであると考えます。高度なケアマネジメントに取り組むためには介護、福祉はもとより医療に関する知識も必要となることから三田市としましても資格更新や主任ケアマネジャーの資格取得、更新時に県が実施する研修や、市、地域包括支援センターが実施する研修等の機会を活用し資質向上に努めてまいりました。今後は、三田ケアマネジャー協会の皆さまとも連携を図りながら、更なる資質向上に向けての取組を展開してまいります。(介護保険課回答)

2 腎疾患総合対策の充実をめざして (健康増進課回答)

①慢性腎臓病は、重症化すれば命に関わる重篤な疾患ですが、生活習慣の改善や薬物療法等により進行予防が可能なものでもあるため、シンポジウムの開催等により、正しい知識の普及啓発を図ることは非常に重要であると考えております。現在、三田市では腎機能障害の主な原因となっている高血圧、糖尿病などの生活習慣病予防の観点から、各種健康診査や、健診後の保健指導などを実施しており、健診の項目に血清クレアチニン、eGFR 値を導入し、腎機能評価について受診者に啓発しているところです。今後も健康関連のイベント、健康教育や健康相談、地域での健康推進員活動など様々な機会を活用して、意識啓発等を行ってまいります。

②特定保健指導の徹底につきましては、その利用率向上に向けて、現在、電話による勧奨を行っており、市内開業医とも連携を進めております。また、特定保健指導の取組強化策として、平成 30 年度より集団健診受診者のうち国民健康保険に加入しており特定保健指導該当となる見込みのある受診者に対して、健診当日の初回面談を実施することにより、対象者がより特定保健指導を利用しやすい環境を整備しております。重症化予防につきましては、平成 30 年 3 月に策定した三田市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、三田市国保糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。令和元年度からは、糖尿病性腎症の疑いのある糖尿病未治療者に対し、かかりつけ医との連絡票の活用等により医師会との連携を図り、保健師が医療機関受診の必要性を伝え継続的な保健指導を行うことにより、糖尿病の重症化予防と生活の質の向上に繋がるものと考えております。今後は、糖尿病未治療者に加え、糖尿病の治療中断者等に対しても、文書や電話による受診勧奨及び保健指導を行うことにより、さらなる糖尿病性腎症重症化予防事業の取組強化を図ってまいります。

3 災害に備えて (各所管課回答)

①「災害時の人工透析供給体制の確保について」に関する兵庫県・他自治体との連携については、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に包括されている内容であり、兵庫県地域防災計画等により新たな対応方針が示された際には、方針に基づき対応するとともに、令和 2 年 3 月に策定された「阪神北領域災害時保健医療マニュアル」での透析患者への医療対策を踏まえ、日本透析医会等を中心とした災害時透析医療リエゾン等と連携して人工透析患者の受領状況、透析医療の稼働状況、水・医薬品の確保等の状況

等を迅速に把握することとします。また、緊急時の福祉避難所からの患者の移送については、施設側との受け入れ可否の調整や、自力または家族等による移動が困難な場合は、市の保有車両及び災害時応援協定を締結している輸送業者の車両により、移送の対応を行っております。また、避難場所における新型コロナ感染症予防への配慮につきましては、令和2年7月に「三田市避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症対応編～」を策定し、感染症対策に万全を講じることとし、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行うこととしております。(危機管理課回答)

②災害時における個別支援については、三田市避難行動要支援者支援制度により、対象となるすべての方の名簿を作成して整理しております。対象となる方のうち平常時から地域への名簿提供に同意している方の名簿を区・自治会、民生委員、警察へ提供しており、それを元に地域の中での支援体制について検討をお願いしております。今後も地域による具体的な支援体制構築の推進を図っていただけるよう、地域への働きかけを推進してまいります。また、避難行動要支援者一人一人に合った支援内容を決めていく「個別支援計画」の策定を進めてまいります。(危機管理課回答)

③貯水タンク設置位置については、給水装置工事申込書に添付していただいた図面や竣工検査で貯水タンクの位置確認を行っております。

なお、災害時に断水が生じた場合は、三田市上水道災害対策マニュアルにより、給水車に搭載されたタンクからポンプなどを利用して医療機関の貯水タンク等へ給水することとしております。(上水道課回答)

4 患者の社会参加の為に（各所管課回答）

①障害者総合支援法に基づく就労系サービスのほか、障害者等の生活支援については障害者生活支援センター、就労支援についてはハローワークと連携して取組を進める障害者就業支援センターを設置し、本人、家族等に対する相談や、就労を継続するための就労先との調整などの支援も行っています。また、平成29年7月に設置した障害者基幹相談支援センターでは、「(略称)三田市障害者共生条例」に基づいた障害者差別に該当すると思われる事案についての相談業務を行っています。(障害福祉課回答)

②障害者の差別解消の推進に対し、市職員が適切に対応するための基本的事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三田市職員対応要領」を作成し、職場での人権研修や新任職員や新任管理職等の階層別の職員を対象とした研修の中で障害者への差別解消について学ぶとともに、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を目指し、行政が取り組む内容を集約した「共生社会推進プログラム～障害のある人とともに～」を作成し、取組を進めているところです。透析患者の方への個別具体的な取組につきましては、当該対応要領に具体的に記載しておりませんが、職員の通院への配慮につきましては、状況に応じ柔軟な対応を行っており、主に下記のような配慮を行っております。

(1) 業務の役割分担及びスケジュールの調整することにより、通院しやすい環境、また透析後の体調不良等への休暇取得ができる環境の整備

(2) 災害時の対応設備についても、長時間の対応、また緊急参集が必要となる設備にならないようにし、時間及び体力面への配慮

(3) 職員相互理解を促進した職場の雰囲気づくり

また、現在、三田市民病院では導入期の人工透析や他診療科に入院中の急性期疾患患者の透析治療を中心に実施しており、この対応要領に基づき必要かつ合理的な配慮に努め

てまいりたいと考えておりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。(人事課・医事企画課回答)

5 感染症対策の取組について (健康増進課回答)

①三田市においても「高齢者肺炎球菌ワクチン」は、法定化に伴い平成26年10月から定期予防接種として実施し、令和元年度からは65歳以上の節目年齢になる未接種者に対して予防接種を実施しています。行政としての独自の取組については、2回目以降の助成などを含め、現在のところ予定しておりませんが、肺炎球菌ワクチンに関する知識及び制度等については、市民や医療機関等に広く周知徹底を図っていきたいと考えております。

②ウイルス感染が疑われる患者が発生した場合については、行政検査及び重症度に応じた入院対応医療機関等への患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、宝塚健康福祉事務所(保健所)と連携し、感染の拡大及びまん延防止に努めているところです。新型コロナウイルス感染症についても、兵庫県と連携しながら、安心して医療が受けられるよう対策を講じてまいります。

③新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、三田市が設置する特設会場で実施する集団接種及びかかりつけ医や開業医等で実施する個別接種があり、ワクチン接種を希望される人は、ご自身にあったものを選び、接種を受けていただいております。「現在の接種順位に関わらず速やかにコロナ接種を進めて頂きたい」とのご要望につきましては、三田市では、高齢者施設の入所者等から接種を行い、5月17日からは市内約3万人の65歳以上の高齢者への接種を実施し、7月下旬の完了を目指しております。64歳以下の接種については、基礎疾患のある人を優先に7月1日から予約受付を開始し、引き続き基礎疾患のない人を順次接種してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。